

平成 30 年（2018 年）3 月 30 日

指定同行援護事業所 管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部  
自立支援担当課長

### 平成 30 年 4 月以降における同行援護の取扱いについて

平素から、札幌市の障がい福祉行政に御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年 4 月の障害福祉サービスに係る報酬改定により、同行援護の「身体介護を伴う」「身体介護を伴わない」の分類が廃止され、基本報酬が一本化されるほか、盲ろう者の方などの重度障がい者の方を支援した場合における加算が創設される等、報酬基準の見直しが行われました。

つきましては、本改定に伴い、平成 30 年 4 月以降の同行援護に係る取扱い等について、下記のとおり通知いたしますので、貴事業所職員にご周知いただくとともに、利用者の方へご説明いただくなど、御協力くださいますようお願い申し上げます。

#### 記

#### 1 報酬改定後の取扱い

##### (1) 有効期間始期が平成 30 年 3 月 31 日以前の利用者

障害福祉サービス受給者証（以下「受給者証」という。）の同行援護に係る有効期間始期が平成 30 年 3 月 31 日以前の利用者の方については、現に支給決定を受けている同行援護の有効期間が満了するまでの間は、受給者証に記載されている内容（「身体介護を伴う」又は「身体介護を伴わない」）に基づき、「身体介護を伴う」又は「身体介護を伴わない」の単価で請求を行ってください。

##### (2) 有効期間始期が平成 30 年 4 月 1 日以降の利用者

ア 受給者証の同行援護に係る有効期間始期が平成 30 年 4 月 1 日以降の利用者の方については、報酬改定後の単価が適用となるため、受給者証に「身体介護を伴

う」又は「身体介護を伴わない」の記載をしておりませんので、報酬請求にあたっては、報酬改定後の単価により請求を行ってください。

なお、平成30年4月以降における同行援護の対象者要件、支給量及び有効期間の考え方は報酬改定前における同行援護（身体介護を伴わない）と同様です。

イ 聴覚障がい6級以上の方について、盲ろう者向け通訳・介助員が支援を行う場合は、基本報酬が加算（25%）されることとなるため、聴覚障がい6級以上に該当する利用者の方の受給者証の「支給量等」欄には、『盲ろう者』と表記しております。

ウ 障害支援区分3及び障害支援区分4以上の利用者の方を支援した場合は、該当する区分に応じて基本報酬が加算されることとなります。障害支援区分の認定を受けている方については、受給者証の「障害支援区分」欄に認定情報が記載されておりますのでご確認ください。

また、障がい児においても、上記に相当する支援の度合に応じて基本報酬が加算されることとなるため、加算に該当する方には、下記のとおり受給者証の「支給量等」欄に表記しております。

障がい児の場合の区分の表記方法

- 障害支援区分3（20%加算対象者）……………『区分3相当』と表記
- 障害支援区分4以上（40%加算対象者）……………『区分4以上相当』と表記

※ イとウの要件を満たす方については、それぞれの加算を算定できます。

## 2 留意事項

(1) 現に支給決定を受けている同行援護の有効期間が平成30年3月31日で満了する利用者の方で、4月以降の更新申請を行っている方には、近日中に受給者証を各区役所から交付しますので、受給者証から加算の該当有無等についてご確認ください。

なお、平成31年度末までの期間内においては、利用者の方が現に支給決定を受けている同行援護の有効期間満了までの間は、報酬改定前の報酬を請求することとなるため、同行援護の利用者の方全員に対し一斉に受給者証の再交付を行うものではありません。

※ サービス更新時に受給者証の送付に併せ、利用者あて案内文を同封

- (2) 課税世帯の方について報酬改定後の単価で請求する場合は、利用状況により従前よりも利用者負担が増加する場合がありますので、利用者の方には十分にご説明の上、報酬請求を行っていただきますようお願いいたします。
- (3) 報酬改定後における報酬単価（単位数）については、報酬告示（別添3）にてご確認ください。

### 3 添付資料

- (1) 利用者あて案内文（参考） ..... [別添1]
- (2) 居宅介護における同一建物減算（大規模）の取扱い等について ..... [別添2]
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）（抄） ..... [別添3]
- (4) 厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第543号）（抄） ... [別添4]
- (5) 厚生労働大臣が定める者（平成18年厚生労働省告示第548号）（抄） ... [別添5]

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目  
札幌市障がい福祉課給付管理係  
TEL：011-211-2938 Fax：011-218-5181  
E-mail：sapporo.jiritsushien@city.sapporo.jp